

○福岡県道路占用料徴収条例

昭和四十三年四月一日

福岡県条例第二十三号

改正 昭和四六年三月六日条例第一号

昭和四七年四月一日条例第二号

昭和五一年三月二七日条例第二九号

昭和五六年三月三〇日条例第一八号

昭和六一年三月三十一日条例第二三号

昭和六二年七月三〇日条例第二〇号

平成三年二月二七日条例第五号

平成八年三月二九日条例第九号

平成九年三月三十一日条例第四四号

平成一五年一〇月一七日条例第四三号

平成一九年二月二八日条例第二〇号

平成二〇年六月一六日条例第二二号

平成二一年三月三〇日条例第二四号

平成二四年三月二八日条例第三〇号

平成二五年三月二九日条例第二〇号

平成二七年三月三日条例第一四号

平成二八年三月二九日条例第一七号

平成三〇年三月三〇日条例第二六号

福岡県道路占用料徴収条例の全部を改正する条例をここに公布する。

福岡県道路占用料徴収条例

福岡県道路占用料徴収条例（昭和二十八年福岡県条例第二十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十九条第二項及び第七十三条第二項の規定に基づき、県が、法第三十二条第一項若しくは第三項若しくは電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により道路の占用（以下「占用」という。）の許可を受けた者又は法第三十五条若しくは電線共同溝整備法第二十一条の規定により占用の協議が成立した者から徴収する道路の占用料（以下「占

用料」という。)の額及び徴収方法並びに延滞金の徴収並びに法第三十九条の二第五項の規定に基づく条例で定める額については、この条例の定めるところによる。

(昭四六条例一・平八条例九・平二八条例一七・一部改正)

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表占用物件等の欄に掲げる物件等ごとに、占用料の所在地の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次条第一項及び別表の備考の九において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 知事は、占用料で次の各号に掲げる占用工作物、占用物件又は占用施設(以下「占用物件等」という。)に係るものについては、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和三十二年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適

当であると認められる占用物件等で、知事が定めるもの

(昭六二条例二〇・平八条例九・平九条例四四・平一五条例四三・平二〇条例二二・平二七条例一四・一部改正)

(占用料の徴収方法)

第三条 占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した後（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した後（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した後））、速やかに、納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収するものとする。

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、知事が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の取消の日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。

(平八条例九・一部改正)

(延滞金)

第四条 法第七十三条第二項の規定による延滞金については、福岡県延滞金徴収条例（昭和三十九年福岡県条例第十四号）に定めるところによる。

(昭四六条例一・一部改正)

(占用料の額の最低額)

第五条 法第三十九条の二第五項の条例で定める額については、第二条第一項本文及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。

以下この項、次条第一項及び別表の備考の九において同じ。)に相当する期間」とあるのは「法第三十九条の二第一項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間」と、第二条第二項中「前項の規定にかかわらず、同項」とあるのは「第五条において準用する前項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前項」とあるのは「第五条において準用する前項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

(平二八条例一七・追加)

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(平二八条例一七・旧第五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 既存の占用物件等について占用料が増額となる場合における占用料の額は、第二条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 電気事業者及びガス事業者に係る昭和四十三年度以降の各年度の占用料の額は、当該占用物件等について第二条第一項に規定する占用料の額又は同条第二項の規定により知事が別に定める占用料の額（以下「徴収すべき占用料の額」という。）が、前年度の占用料の額に次の表に掲げる調整率を乗じて得た額（以下この号中「調整占用料額」という。）をこえる場合には、当該調整占用料額とする。

事業者	調整率
差額が三十万円をこえるガス事業者	一・一
差額が十万円以上三十万円未満のガス事業者	一・二
差額が十万円未満のガス事業者並びに電気事業者	一・三
備考 差額とは、徴収すべき占用料の額と昭和四十二年度の占用料の額との差額をいう。	

二 前号に定める事業者以外の者に係る昭和四十三年度以降の各年度の占用料の額は、当該占用物件等について徴収すべき占用料の額が、前年度の占用料の額に一・三を乗じて得た額（以下この号中「調整占用料額」という。）をこえる場合には、当該調整占用料額とする。ただし、次に定める場合には、それぞれに定めるところによる。

イ 昭和四十二年度の占用料の額（免除している場合を含む。）が、徴収すべき占用料の額の二十パーセント未満である場合には、昭和四十三年度においては徴収すべき占用料の額の二十パーセント、昭和四十四年度においては同三十五パーセント、昭和四十五年度においては同五十パーセント、昭和四十六年度においては同六十五パーセント、昭和四十七年度においては同八十パーセント、昭和四十八年度以降においては徴収すべき占用料の額の全額を徴収する。

ロ 昭和四十二年度の占用料の額が、徴収すべき占用料の額の二十パーセント以上三十パーセント未満である場合には、昭和四十三年度においては徴収すべき占用料の額の三十五パーセント、昭和四十四年度においては同五十パーセント、昭和四十五年度においては同六十五パーセント、昭和四十六年度においては同八十パーセント、昭和四十七年度以降においては徴収すべき占用料の額の全額を徴収する。

3 上空に設ける看板（この条例の施行後新たに占有物件となるものを含む。）に係る占用料の額は、前項の規定にかかわらず、昭和四十三年度においては徴収すべき占用料の額の四十パーセント、昭和四十四年度においては同五十五パーセント、昭和四十五年度においては同七十パーセント、昭和四十六年度においては同八十五パーセント、昭和四十七年度以降においては徴収すべき占用料の額の全額とする。ただし、これらの額が、改正前の福岡県道路占用料徴収条例（昭和二十八年福岡県条例第二十四号）に規定する占用料の額に満たない場合においては、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年条例第一号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第二九号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第一八号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第二三号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年条例第二〇号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県道路占用料徴収条例の規定は、昭和六

十二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年条例第五号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成八年条例第九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年条例第四四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可を受け、又は同法第三十五条の規定による協議が成立して現に存する占用物件等（以下「既存占用物件等」という。）に係る一年当たりの占用料の額は、次項に定めるものを除き、この条例による改正後の福岡県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占用料額」という。）を超える場合には、当該改正占用料額とする。

一 平成九年度 この条例による改正前の福岡県道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第二条の規定を適用して算定した当該既存占用物件等に係る一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額

二 平成十年度以降 当該既存占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額

3 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第九項に規定するガス事業者（同条第六項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）から県が徴収する既存占用物件等に係る占用料は、当該電気事業者等の支店等ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合には、当該改正占用料額とする。

一 平成九年度 改正前の条例第二条の規定を適用して算定した当該支店等における既存占用物件等に係る占用料の額の合計額に一・一を乗じて得た額

二 平成十年度以降 当該支店等における前年度の占用料の額(既存占用物件等に係るものに限る。)に一・一を乗じて得た額

附 則(平成一五年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二〇号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第二四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可を受け、又は同法第三十五条の規定による協議が成立して現に存する占用物件等(以下「既存占用物件等」という。)に係る一年当たりの占用料の額は、第一条の規定による改正後の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正占用料額」という。)を超える場合には、当該改正占用料額とする。

一 平成二十一年度 第一条の規定による改正前の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定を適用して算定した当該既存占用物件等に係る一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額

二 平成二十二年度以降 当該既存占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額

附 則(平成二四年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年条例第二〇号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第一四号)抄

改正 平成三〇年三月三〇日条例第二六号

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可を受け、又は同法第三十五条の規定による協議が成立して現に存する占用物件等(以下「既存道路占用物件等」という。)に係る一年当たりの占用料の額は、第一条の規定による改正後の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正道路占用料額」という。)を超える場合には、当該改正道路占用料額とする。

一 平成二十七年度 第一条の規定による改正前の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定を適用して算定した当該既存道路占用物件等に係る一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

二 平成二十八年度及び平成二十九年度 当該既存道路占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

(平三〇条例二六・一部改正)

(福岡県行政財産使用料条例の一部改正)

8 福岡県行政財産使用料条例(昭和三十九年福岡県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成二八年条例第一七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表の備考第二号の改正規定、第二条中別表第三の備考第一号の改正規定、第三条中別表第二の備考第一号の改正規定、第四条中別表第一の備考第一号の改正規定、第五条中別表第一の備考第一号の改正規定及び第六条中別表第一の備考第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項若しくは電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号。以下

「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可を受け、又は道路法第三十五条若しくは電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議が成立して現に存する占用物件等（以下「既存道路占用物件等」という。）に係る平成三十年度以降の一年当たりの占用料の額は、第一条の規定による改正後の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、既存道路占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正道路占用料額」という。）を超える場合には、当該改正道路占用料額とする。

（福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

8 福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第二条）

（平九条例四四・全改、平一五条例四三・平一九条例二〇・平二〇条例二二・平二一条例二四・平二四条例三〇・平二五条例二〇・平二七条例一四・平三〇条例二六・一部改正）

占用物件等		占用料					
		単位	所在地				
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき	九六〇	七六〇	七〇〇	六五〇	四二〇
	第二種電柱	一年	一、五〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	六五〇
	第三種電柱		二、〇〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	八七〇
	第一種電話柱		八六〇	六八〇	六三〇	五八〇	三八〇
	第二種電話柱		一、四〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九三〇	六〇〇
	第三種電話柱		一、九〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	八三〇
	その他の柱類		八六	六八	六三	五八	三八
	共架電線その他上		長さ一メー	九	七	六	六

	空に設ける線類	トルにつき						
	地下に設ける電線	一年	五	四	四	四	二	
	その他の線類							
	路上に設ける変圧器	一個につき 一年	八四〇	六七〇	六一〇	五七〇	三七〇	
	地下に設ける変圧器	占用面積一 平方メート ルにつき 一年	五二〇	四一〇	三八〇	三五〇	二三〇	
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	一個につき 一年	一、七〇 〇	一、四〇 〇	一、三〇 〇	一、二〇 〇	七五〇	
	郵便差出箱及び信 書便差出箱		七二〇	五七〇	五三〇	四九〇	三二〇	
	広告塔	表示面積一 平方メート ルにつき 一年	八、七〇 〇	三、三〇 〇	一、八〇 〇	九〇〇	五八〇	
	その他のもの	占用面積一 平方メート ルにつき 一年	一、七〇 〇	一、四〇 〇	一、三〇 〇	一、二〇 〇	七五〇	
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	外径が〇・〇七メ ートル未満のもの	長さ一メー トルにつき 一年	三六	二九	二六	二五	一六	
	外径が〇・〇七メ ートル以上〇・一 メートル未満のも の		五二	四一	三八	三五	二三	
	外径が〇・一メー トル以上〇・一五 メートル未満のも		七七	六一	五六	五三	三四	

	の								
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの			一〇〇	八二	七五	七〇	四五	
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			一五〇	一二〇	一一〇	一一〇	六八	
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			二一〇	一六〇	一五〇	一四〇	九〇	
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの			三六〇	二九〇	二六〇	二五〇	一六〇	
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの			五二〇	四一〇	三八〇	三五〇	二三〇	
	外径が一メートル以上のもの			一、〇〇〇	八二〇	七五〇	七〇〇	四五〇	
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設		占用面積一平方メートルにつき		一、七〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	七五〇	
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室のものの階数が一のもの 階数が二のもの 階数が三以上のもの	ルにつき一年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額						
			Aに〇・〇〇八を乗じて得た額						
			Aに〇・〇一を乗じて得た額						
	上空に設ける通路			四、四〇〇	一、七〇〇	八八〇	四五〇	二九〇	
地下に設ける通路			二、六〇〇	一、〇〇〇	五三〇	二七〇	一七〇		

				○	○			
	その他のもの			一、七〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	七五〇
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一日		八七〇	三三〇	一八〇	九〇	六
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一月		八七〇	三三〇	一八〇	九〇	五八
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「施行令」という。）第七条第一号に掲げる占用物件等	看板（ア） 一時的に設けるものを除く。）	表示面積一平方メートルにつき一月		八七〇	三三〇	一八〇	九〇	五八
	その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年		八、七〇〇	三、三〇〇	一、八〇〇	九〇〇	五八〇
	標識	一本につき一年		一、四〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九三〇	六〇〇
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	八七〇	三三〇	一八〇	九〇	六
	その他のもの	一本につき一月		八七〇	三三〇	一八〇	九〇	五八
	幕（施行令第七条第四号に	祭礼、縁日等に際し、一時	その面積一平方メートルにつき	八七〇	三三〇	一八〇	九〇	六

	掲げる工 事用施設	的に設け るもの	一日						
	であるも のを除 く。)	その他の もの	その面積一 平方メート ルにつき 一月	八七〇	三三〇	一八〇	九〇	五八	
	アーチ	車道を横 断するも の	一基につき 一月	八、七〇 〇	三、三〇 〇	一、八〇 〇	九〇〇	五八〇	
		その他の もの		四、四〇 〇	一、七〇 〇	八八〇	四五〇	二九〇	
施行令第七条第二号に掲げる 工作物			占用面積一 平方メート ルにつき 一年	一、七〇 〇	一、四〇 〇	一、三〇 〇	一、二〇 〇	七五〇	
施行令第七条第三号に掲げる 施設				Aに〇・〇三四を乗じて得た額					
施行令第七条第四号に掲げる 工事用施設及び同条第五号に 掲げる工事用材料			占用面積一 平方メート ルにつき 一月	八七〇	三三〇	一八〇	九〇	五八	
施行令第七条第六号に掲げる 仮設建築物及び同条第七号に 掲げる施設				一七〇	一四〇	一三〇	一二〇	七五	
施行令第七 条第八号に 掲げる施設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下（当該路面下の 地下を除く。）に 設けるもの		占用面積一 平方メート ルにつき 一年	Aに〇・ 〇一三を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇一五を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇一七を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇一九を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇二四を 乗じて得 た額	
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二四を乗じて得た額					
	地下（ト ンネルの もの	階数が一 のもの		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額					
	上の地下 を除く。）	階数が二 のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額					

	に設けるもの	階数が三以上のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに〇・〇三四を乗じて得た額				
施行令第七 条第九号に 掲げる施設	建築物		Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
施行令第七 条第十号に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物		Aに〇・〇二四を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
施行令第七 条第十一号 に掲げる応 急仮設建築 物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの		Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二四を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに〇・〇三四を乗じて得た額				
施行令第七 条第十二号に掲げ る器具			Aに〇・〇三四を乗じて得た額				
施行令第七 条第十三号 に掲げる施 設	トンネルの上又は 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に 設けるもの		Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二四を乗じて得た額				

	その他のもの	Aに○・○三四を乗じて得た額
--	--------	----------------

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは占有物件等の所在地をいい、その区分は次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件等の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 第一級地 春日市の区域をいう。
 - ロ 第二級地 中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡粕屋町及び遠賀郡水巻町の区域をいう。
 - ハ 第三級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川市、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潞郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町及び築上郡吉富町の区域をいう。
 - ニ 第四級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町及び築上郡築上町の区域をいう。
 - ホ 第五級地 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町及び築上郡上毛町の区域をいう。
- 三 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 四 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

七 Aは、近傍類似の土地（施行令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表わすものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件等の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件等に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件等に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。